

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。
令和3年3月30日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>（教育長の権限に属する事務の専決）</p> <p>第13条 出先機関及び教育機関の長の共通の専決事項は別表第5とし、出先機関の長及び近代美術館万代島美術館長（以下「出先機関の長等」という。）の個別的専決事項は別表第6のとおりとする。</p> <p>別表第5（第13条関係） （出先機関及び教育機関の長共通の専決事項） （1）～（4）（略） （5）任用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間をいう。以下同じ。）が1年未満の会計年度任用職員の任免をすること。 （6）（略）</p> <p>別表第6（第13条関係） （出先機関の長等の個別的専決事項） 教育事務所 教育事務所長専決事項 （1）～（6）（略） 近代美術館</p> <p>近代美術館万代島美術館長専決事項 任用期間が1年未満の<u>会計年度任用職員</u>の任免をすること。</p> <p>別表第7（第13条の3関係） 受任者の権限に属する事務の専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">専決権限を有する者</td> <td style="width: 80%;">専決事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近代美術館</td> <td>（1）職員（副館長以上の職員及</td> </tr> </table>	専決権限を有する者	専決事項	（略）		近代美術館	（1）職員（副館長以上の職員及	<p>（教育長の権限に属する事務の専決）</p> <p>第13条 出先機関及び教育機関の長の共通の専決事項は別表第5とし、出先機関の長<u>並びに近代美術館副館長</u>及び近代美術館万代島美術館長（以下「出先機関の長等」という。）の個別的専決事項は別表第6のとおりとする。</p> <p>別表第5（第13条関係） （出先機関及び教育機関の長共通の専決事項） （1）～（4）（略） （5）任用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間をいう。以下同じ。）が1年未満の会計年度任用職員の任免をすること（<u>近代美術館長を除く。</u>）。 （6）（略）</p> <p>別表第6（第13条関係） （出先機関の長等の個別的専決事項） 教育事務所 教育事務所長専決事項 （1）～（6）（略） 近代美術館 <u>近代美術館副館長専決事項</u> <u>任用期間が1年未満の一般職の非常勤職員（分館の職員を除く。）の任免をすること。</u> 近代美術館万代島美術館長専決事項 任用期間が1年未満の<u>一般職の非常勤職員</u>の任免をすること。</p> <p>別表第7（第13条の3関係） 受任者の権限に属する事務の専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">専決権限を有する者</td> <td style="width: 80%;">専決事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近代美術館</td> <td>（1）職員（館長及び分館の職員</td> </tr> </table>	専決権限を有する者	専決事項	（略）		近代美術館	（1）職員（館長及び分館の職員
専決権限を有する者	専決事項												
（略）													
近代美術館	（1）職員（副館長以上の職員及												
専決権限を有する者	専決事項												
（略）													
近代美術館	（1）職員（館長及び分館の職員												

副館長	び分館の職員を除く。以下この項において同じ。)の旅行の命令をすること。 (2) ～(16) (略)	副館長	を除く。以下この項において同じ。)の旅行の命令をすること。 (2) ～(16) (略)
(略)		(略)	